

## 第 29 回 CDM 理事会報告<sup>1</sup>

### 地球環境ユニット

地球温暖化政策グループ研究員 伊藤葉子

第 29 回 CDM 理事会会合 (EB29) が、気候変動枠組条約 (UNFCCC) 本部 (ボン) において 2 月 12 日～16 日<sup>2</sup>に開催された。今次理事会会合による主な検討結果を以下に述べる。理事会会合の議論の詳細、その他の検討結果等については後述の「第 29 回 CDM 理事会会合における決定事項と議論の内容」を参照されたい。また、主な用語については巻末に解説を付しているので、適宜参照願いたい。

### メンバーシップ

- 第 2 回京都議定書締約国会合 (COP/MOP2) での選任を受けて、新たな理事、理事代理が就任した。理事会の議長、副議長の選任、各パネル、ワーキング・グループの議長、副議長の選任等が行われた (巻末表参照)。
- わが国からは、黒木昭弘氏 ((財) 日本エネルギー経済研究所、地球環境ユニット、研究理事) が理事として参加した。また同氏は、方法論パネル議長に就任した。

### 運営組織<sup>i</sup>の信任関連

- CDM 理事会が DOE の業務を適切に監督し、また、DOE にとってもパフォーマンス向上のインセンティブとなるような仕組みの検討が行われた。今次の会合の結果、DOE の定期監督を実施するための新たな手続きが合意された。
- 業務内容に懸念が持たれた DOE に対し、これまでにスポットチェック<sup>ii</sup>が実施されている。その結果をふまえてこれらの DOE に対する処遇が検討され、改善要求等について合意がなされた。

### ベースライン及びモニタリング方法論<sup>iii</sup>

- 需要サイドの省エネルギーを高効率製品の普及により実現する“製品 CDM”の初の方法論が承認された (AM0046)。
- これまでに CDM 理事会では検討が紛糾しがちであったバイオ燃料の方法論についても、初の承認 (AM0047) が実現した。本方法論の適用条件等は限定的であるものの、バイオ燃料を用いた CDM プロジェクトに道が開かれた。
- また、植林・再植林 CDM についても、わが国企業の参加案件も含め新たに 2 件の方法論が承認されるといった成果があった。
- COP/MOP (京都議定書締約国会合) の決定により、CDM プロジェクトの追加性立証<sup>iv</sup>に関するプロセスの改善等が要請されていたが、今次会合での検討の結果、「追加性立証ツール」の改訂が合意された。プロジェクト参加者に求められる立証負担を緩和する方向で改訂され

<sup>1</sup> 本稿は、第 29 回 CDM 理事会報告及び同会合への各パネル、ワーキング・グループからの提出書類等に基づき作成した。理事会決定に関する公式情報については UNFCCC の HP (<http://cdm.unfccc.int/>) を参照されたい。

<sup>2</sup> 非公式会合及び非公開会合を含む。

たが、根本的な変更には至らなかった。

- これまでに CDM 理事会が取り組んでいる重要な検討課題として、プログラム型 CDM<sup>v</sup>、バイオ燃料の二重計上の問題がある。これら課題は今次会合の検討事項として挙がっていたが、具体的な議論は行われず、それぞれの勧告案についての審議は次回会合に見送られた。

#### プロジェクトの登録及び削減クレジット（CER）の発行<sup>vi</sup>

- プロジェクトの登録要請、CER の発行要請が行われたプロジェクトで、これまでに理事会メンバーよりレビュー要請が出された案件について検討が行われた。この結果、登録要請がなされていたプロジェクトのうち、1 件が不承認となった。また、新たに 5 件のプロジェクトについてレビューを実施することが合意された。
- プロジェクト審査の体制について検討が加えられ、従前の体制に対し事務局の役割を強化すること等が合意された。

#### CDM 理事会の運営など

- 会合の全日程のうち、公開されたのは 3 分の 1 程度であった。特定の DOE や個別プロジェクトについての検討がアジェンダの多くを占めていたことが背景となっているが、関連した手続き上の課題等についても非公開の場で合意形成が行われることが見受けられ、議論の透明性は低下する傾向にある。
- 次回 CDM 理事会会合は、2007 年 3 月 21 日～23 日にボンにて開催される予定。

## 第 2 9 回 C D M 理事会会合における決定事項と議論の内容

### 1 . 指定運営組織の信任関連

#### 1 - 1 . 運営組織の信任

信任パネルにより、運営組織申請者（AE：applicant entity）の信任勧告が行われた。今次理事会の検討（非公開）の結果、下表のとおり信任勧告が合意された。

表：有効化審査段階の信任

| 組織名                                   | セクタースコープ <sup>3</sup> |
|---------------------------------------|-----------------------|
| Lloyds Register Quality Assurance（英国） | 4～7、10～12             |

#### 1 - 2 . スポットチェック

CDM 理事会は、これまでに 3 件の DOE に対しスポットチェックを実施する決定を行った。今次会合では、スポットチェックの結果をふまえ、2 件の DOE に対し問題点の是正を要求することを合意した。残る 1 件の DOE の処遇については、次回理事会で検討することとした。

#### 1 - 3 . DOE に対する定期検査システム

CDM 理事会では、これまでに DOE の業務の質を向上させるための検討を行ってきた。今次会合ではこれまでの議論をふまえ、DOE に対する定期検査システム（regular surveillance system）を信任審査手続きの一環として盛り込むことを合意した<sup>4</sup>。当該システムは、スポットチェックの検討・実施に加え、DOE が業務の質を確保するインセンティブを高めるための措置として採択された。これにより信任パネルは、各 DOE に対し、その信任の有効期間（3 年間）内に最低 1 回こうした検査を実施することになる。

### 2 . 方法論

#### 2 - 1 . 個別方法論の検討

##### （ 1 ）承認方法論

<sup>3</sup> 1. エネルギー産業、2. エネルギー輸送、3. エネルギー需要、4. 製造業、5. 化学工業、6. 建設、7. 運輸、8. 鉱業、9. 金属工業、10. 燃料からの漏洩、11. HFC 等の漏洩、12. 溶剤使用、13. 廃棄物処理・処分、14. 新規植林・再植林、15. 農業

<sup>4</sup> Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM) (ver6)

方法論パネルから承認勧告（A 判定）が出されていた方法論のうち、新たな方法論として下記を承認した：

「民生部門における高効率電灯の普及（AM0046）」

家庭で用いられる白熱灯を、エネルギー効率の高い蛍光灯に交換する内容。ガーナのプロジェクトをベースとした新規提案方法論（NM0150-rev）に基づく。

需要サイドの省エネルギーを、高効率製品の普及により実現する“製品CDM”の初の方法論（「小規模CDMの簡便化方法論」を除く）となった。方法論パネル議長より、当該方法論は、モニタリング要件等において複雑な内容を含むものの、こうした省エネルギーに関する方法論の策定はCOP/MOPによる要請事項の一つとなっており、CDM理事会での採択が歓迎されるとのコメントがあった。

「食用油の廃油を用いたバイオ燃料の生産（AM0047）」

食用油の廃油を用いバイオディーゼルを生産して軽油と混合し、発電機や車両の燃料として利用する内容。中国のプロジェクトをベースとした新規提案方法論（NM0180）に基づく。

本件は、バイオ燃料を対象とした初の方法論となった。CDM理事会ではこれまでに、バイオ燃料の生産者と消費者との間での二重計上の問題が検討課題の一つとなっており、今次会合でもこうした点について議論が行われた。結果として、当該方法論では、プロジェクト境界内の消費者を特定しモニタリングを行う内容とすることで、二重計上の問題が回避されることが確認された。また、バイオディーゼルと従来燃料の混合率について、方法論パネル勧告では20%を上限として設定していたところ、より高率の混合が行われる場合（例：ブラジル）においても適用可能とするべきとの意見が出され、勧告案への修正が行われた。

NM0178

都市ごみの埋立処分回避によりメタン排出を削減する内容で、ブラジルのプロジェクトに基づく。既存方法論のAM0025「有機廃棄物の処理方法変更による有機廃棄物からのメタンガス回避」に組み込まれる形で承認された（後述）。

## （２）方法論（B 判定）

NM0192（フレアガス利用発電）については、条件付再提出とすることで合意された。

## （３）不承認勧告方法論（C 判定）

下記の新規提出方法論について、不承認とすることを合意した：

- NM0155-rev（排ガス利用発電）
- NM0157-rev（白熱灯から蛍光灯への交換プロジェクト）
- NM0159-rev（省エネラベリング等の導入）
- NM0193（マグネシウム工場での SF6 削減）
- NM0196（ダム利用を伴う水力発電）

- NM0198 ( 化学肥料の窒素削減 )

これらの案件に関して、CDM 理事会では主に以下の議論が行われた：

NM0157-rev：蛍光灯の定格寿命に基づき、省エネルギー効果を販売時点（上流）でモニタリングする内容。中国のプロジェクトをベースとしている。今次 CDM 理事会で承認された類似の方法論（NM0150-rev）では、省エネルギー効果を消費時点（下流）でモニタリングすることになっており、NM0157-rev では、こうした手続きを簡便化し、取引費用の削減を図っている。しかしながら、ベースライン・シナリオの特定や、フリーライダー（プロジェクトがなくとも電灯の交換を行っていたであろう主体がプロジェクトを利用して補助を得ること）の問題等について懸念が残ることが不承認理由とされた。他方、方法論パネル議長より、NM0157 で想定されるメリットに鑑み、プロジェクト参加者は、当該方法論で用いられる統計的手法、サンプリング手法等を再考した上で、再提出することが望まれるとの見解が示された。当該方法論の開発には、わが国より（社）日本電機工業会（JEMA）が関与している。

NM0159-rev：空調機器の省エネルギー基準を設定し、高効率製品のラベリング、販売促進・補助、機器の検査体制を導入する内容。市場への普及度をモニタリングし、消費者の行動様式の変化を省エネルギー効果として測定する。ガーナのプロジェクトをベースとしている。本方法論の提案内容においては、消費者の行動変化（高効率機器の購入）がどの程度当該の CDM 活動に起因するのか定量化が困難であるといった問題点が残ること等から、不承認とされた。

これまでに CDM 理事会では、“政府プログラムのもとで行われる CDM のプロジェクト活動（プログラム型 CDM）” についての検討が行われ、また、COP/MOP でもガイダンスが示された経緯がある。本方法論は、こうした考え方に基づく CDM プロジェクトの実現を試みる内容であったが、上述のような技術的問題点について有力な対処方法が示されなかった。

なお今次理事会では、プログラム型 CDM に関しての手続き案について検討する予定であったが、十分な審議がなされず、次回会合までに事務局があらためてドラフトを作成した上で検討することとした。

#### （４）承認済み方法論の改訂など

「有機廃棄物の処理方法変更による有機廃棄物からのメタンガス回避（AM0025）」

新規提案方法論（NM0178）を承認し、既存の AM0025 に組み込むことを合意した。これに伴う論点と、これまでの検討経緯を反映した論点とを反映する形で AM0025 の改訂が行われた。方法論パネルからの勧告では、RDF( refuse-derived fuel )及び SB( stabilized biomass ) のエンドユーズにまで及ぶライフサイクル分析が求められていたところ、理事会では、これらの埋立処分が行われる場合に限り、メタン発生につながる水分吸収のモニタリング等を求める内容に修正することが合意された。

#### （５）方法論関連手続き・明確化

方法論の策定や改訂のプロセスの改善等に関し、以下を合意した<sup>5</sup>：

- 方法論の明確化、逸脱要請、改訂要請の手続きについて、これらの定義を明確化するため、事務局が定義案を作成すること。
- 方法論の審査における透明性を高めるため、方法論審査に関連する論点について、事務局とプロジェクト参加者との間で情報交換を行うこと。

## 2 - 2 . 横断的課題

### ( 1 ) 追加性立証ツールの改訂

これまでに合意された「ベースライン・シナリオの特定及び追加性立証のツール( Combined Tool )」をふまえ、既存の「追加性立証ツール( Additionality Tool ; AT )」を改訂するための検討が行われ、「追加性立証ツール」の改訂( version 3 )が合意された。

改訂により、これまでに「追加性立証ツール」で求められていた CDM の影響分析( ステップ 5 )を削除する等、プロジェクト参加者に求められる立証負担を緩和する内容となったものの、根本的な改訂には至らなかった。

なお、これまでの決定( EB26 )により、AT の使用に際しプロジェクト参加者が参照するマニュアルを作成するとしていたが、今回の改訂により、当該ツール本体に十分な解説が示されたとの判断から、別途の作成を行わないことを合意した。

### ( 2 ) プロジェクト実施前の活動

エネルギー利用のためのプランテーションが行われるプロジェクト等において、プロジェクト実施前の活動( 牧畜、農業等 )が、他の土地で移転して行われることにより森林伐採を引き起こすケース等が考えられる。このため、方法論パネルからは、こうしたプロジェクトでのプランテーションは荒廃地に限定する等の対処がオプションとして示された。これに対し今回の理事会では、方法論を限定的な内容とすることは好ましくないとの意見が出される一方、こうしたことによるGHGsの排出が深刻である場合には、その計測方法等を方法論上を含めることが重要との見解が示された。本件は、植林・再植林ワーキング・グループ( AR-WG )の作業とも関連することから、方法論パネルとAR-WGとが協調して検討を進めることを要請した。

## 3 . 植林・再植林 CDM

### 3 - 1 . 個別方法論の検討

#### ( 1 ) 承認勧告方法論( A 判定 )

---

<sup>5</sup> EB29 レポート、パラ 36 ~ 38

検討の結果、下記 2 件の新方法論を承認した。

#### ARAM0006「荒廃地における低木利用の植林・再植林」

既存の ARAM0001 をベースに、荒廃地において低木を含んだ形態での植林・再植林を行う内容。中国のプロジェクトをベースとした新規提案方法論（ARNM0020-rev）に基づく。勧告案では、プロジェクト・サイトにおける作物の間作（inter-cropping）を限定的に認める内容となっていたところ、より柔軟な内容とすべきとの意見がメンバーから出された。このため勧告案を一部修正した上で採択した。

#### ARAM0007「農業用地又は牧草地の植林・再植林」

農業・牧畜等の利用がある土地で植林・再植林を行うための方法論。エクアドルのプロジェクトをベースとした新規提案方法論（ARNM0021-rev）に基づく。わが国よりプロジェクト事業者として（株）リコーが、そして方法論開発者として環境 NGO の Conservation International が参加している。リーケージの問題について議論となり、勧告案を一部修正した上で採択した。

#### （２）条件付差し戻し勧告が出された方法論（Ｂ判定）

ARNM0029（Rubber outgrowing and carbon sequestration in Ghana）について、条件付差し戻しとすることを合意した。

#### （３）不承認勧告方法論（Ｃ判定）

ARNM0012-rev（Afforestation or reforestation project activity implemented on unmanaged grassland）について、AR-WGの勧告どおり不承認とすることを合意した。

### ３ - ２．横断的課題

#### 「小規模の植林・再植林 CDM 簡便化方法論」の新規追加

COP/MOP の要請により、湿地帯及び開拓地に適用するための「小規模の植林・再植林 CDM 簡便化方法論」への新規追加が求められている。今回は、本件に関するパブリック・コメントを受け付ける（２月 21 日～３月 14 日）ことで合意された。

### ４．小規模 CDM

「小規模 CDM 簡便化方法論」のタイプ ,E（燃焼処理による、腐敗バイオマスからのメタン発生回避）の改訂が合意された。これにより、当該分野における適用条件の拡大と明確化が行われた。

## 5．プロジェクト登録と CER 発行に関する検討

### 5 - 1．個別プロジェクトの検討

今次会合では、以下の様な個別プロジェクトについて検討を行った（非公開）： 登録要請がなされたプロジェクトで、今次会合までに再審査（レビュー）要請が出されたプロジェクト（15 件） 登録要請がなされたプロジェクトで前回会合にてレビュー実施が決定されたプロジェクト（3 件） 登録要請がなされたプロジェクトで、これまでの検討により CDM 理事会より修正が要請されたプロジェクト（3 件） CER 発行要請がなされたプロジェクトで今次会合までにレビュー要請が出されたプロジェクト（0 件）

討議の結果、登録申請に関して 5 件のプロジェクトを対象に、新たにレビューを実施することとなった。また、レビューが実施されたプロジェクトのうち、登録申請 1 件（家畜糞尿メタン、チリ）について、不承認とすることで合意された。

また、これまでに不承認が決定されたプロジェクト 1 件（バイオマス利用コジェネ、インド）については、審議プロセスに関する問題点から再考することとした。

### 5 - 2．プロジェクトのレビュー等に関する手続き

#### （1）登録・発行チーム（RIT）の業務規定

登録要請や CER 発行要請が出されたプロジェクトの審査にあたる登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）の業務規定（TOR）について改訂が勧告され<sup>6</sup>、理事会は承認した。この改訂により、これまではプロジェクト 10 件ごとに理事会メンバーが議長となって評価書作成作業を監督していた仕組みが変更され、事務局の役割が強化された。

< 参考：RIT の TOR についての改訂点 >

| 登録要請が行われたプロジェクト <sup>7</sup>                                                                                                                                                     | CER 発行要請が行われたプロジェクト <sup>8</sup>                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● RIT 議長</li> <li>・ 従前の規定では、プロジェクト 10 件につき 1 名の理事会メンバーが就任することとされていたところ、本規定を削除。</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に同じ。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● appraisal の作成：</li> <li>・ 従前の規定では、RIT メンバー（各案件について 1 名）が作成する評価書（appraisal）は、必要に応じて方法論の専門家（ロースターから案件毎に選任された 1 名）によるインプットをふまえて</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に同じ。</li> </ul> |

<sup>6</sup> RIT の設立当初（EB23）の合意として、2007 年 3 月末までにその機能の見直しを行うことが合意されていた。

<sup>7</sup> マラケシュ合意により、登録要請後、通常規模プロジェクトは 8 週間以内、小規模プロジェクトは 4 週間以内にレビュー要請がない場合には、自動的に登録される。

<sup>8</sup> マラケシュ合意により、CER 発行要請後、15 日以内にレビュー要請がない場合には、自動的に登録される。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>作成することが規定されていたが、改訂によりこうしたインプットは求めず、RIT メンバーが一括して評価を行うこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                               |
| <p>● RIT メンバーの appraisal 作成期限：<br/>・従前の規定では通常規模プロジェクトは 15 日以内、小規模プロジェクトは 10 日以内とされていたが、それぞれ 20 日、15 日に延長された。</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>・従前の規定どおり、6 日以内。</p>                                                                                                       |
| <p>● RIT メンバーにより作成された appraisal が CDM 理事会メンバーに提出されるまでの手続き：<br/>・事務局は、RIT メンバーによる appraisal に基づき、登録要請についてのサマリー・ノートを作成し、appraisal とあわせて、通常規模プロジェクトは 10 日以内、小規模プロジェクトは 5 日以内に CDM 理事会メンバーに提出。<br/>( 従前の規定では、事務局が 1 営業日以内に appraisal を CDM 理事会に提出するとされていた。新規規定では、appraisal の内容をふまえ、事務局が登録要請の内容を整理した上で CDM 理事会に提出することになる。 )</p> | <p>・事務局は、RIT メンバーによる appraisal に基づき、CER 発行要請についてのサマリー・ノートを作成し、appraisal とあわせて、3 日以内に CDM 理事会メンバーに提出。<br/><br/>( ・左記に同じ。 )</p> |
| <p>● レビュー要請及びレビューに対するインプット：<br/>・事務局は、RIT メンバーからのインプットを適宜反映しつつ、レビュー要請についてブリーフィング・ノートを作成。<br/>・レビュー実施が決定された案件については、レビューチーム<sup>9</sup>のリードメンバーは、RIT メンバーからのインプットを要請するか否かを決定。<br/>インプットが要請される場合には、提出期限は 2 営業日以内とする。<br/>( ・これまで、RIT メンバーがレビュー実施決定以降に関与する手続きはなく新設の規定。<br/>・事務局によるブリーフィング・ノートはこれまでに行われていた慣行を規定として明文化。 )</p>    |                                                                                                                               |

## ( 2 ) レビュー手続きの改訂

登録要請、CER 発行要請がなされたプロジェクトのレビュー実施手続きについて、それぞれ改訂を行った。これまでに、レビュー実施が決定されたプロジェクトの DOE 及びプロジェクト参加者から出されたコメントや回答等をふまえ、更なる情報が求められる場合等において DOE 及びプロジェクト参加者がこれに対する回答を行うための手続き及び期限( 2 週間以内 )を定めた。

<sup>9</sup> レビュー実施が決定された各案件について、CDM 理事会メンバーの中から 2 名を選任。うち 1 名をリードメンバーとし、CDM 理事会に対する最終勧告作成の責務を負う。( 登録要請プロジェクトのレビュー実施手続き、パラ 11 及び clarification )

## 6 . その他

### 6 - 1 . DOE/AE フォーラムとの情報交換

DOE/AE フォーラム議長<sup>10</sup>より、DOE/AE の視点に立った懸案事項が報告された。主な内容は下記のとおり：

- 新たに導入が合意された定期検査システムは、DOE の業務改善へのインセンティブを付与するものとして一定の効果が期待されるが、一方で、当該システムへの対応が過度の負担とならないよう効率性の確保が重要。
- 方法論策定の生産性を上げるために、方法論パネルとプロジェクト参加者間のコミュニケーションを図る体制を作るべき。
- 私企業である DOE にとって、ビジネス環境の安定性、予見性が重要。DOE の増加を図るためには、CDM 理事会がこうした観点からの改善策を検討する必要がある。
- DOE の業務の質を保つための施策等について検討が行われているが、DOE の足並みは必ずしも揃っていない。特に新規に DOE として信任された組織に対しガイダンスを与える等、キャパシティ・ビルディングが必要。

### 6 - 2 . オブザーバーとの Q&A セッション

オブザーバーとの Q&A セッションが開催された。参加者からは、これまでの重要検討課題となっているバイオ燃料の二重計上と、プログラム型 CDM の検討について、CDM 理事会の早急な対応が求められるといった意見が出された。

< 参考 >

表：第 29 回 CDM 理事会参加メンバー

| 地域区分          | 理事                                           | 理事代理                                      |
|---------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| アフリカ          | <b>Mr. Samuel Adejuwon</b><br>Nigeria        | <b>( Mr. Kamel Djemouai )</b><br>Algeria  |
| アジア           | ○ <b>Mr. Rajesh Kumar Sethi</b><br>India     | <b>Ms. Liana Bratasida</b><br>Indonesia   |
| 東欧            | <b>Ms. Anastasia Moskalenko</b><br>Russia    | <b>Ms. Nataria Berghi</b><br>Moldova      |
| ラテンアメリカ・カリブ諸国 | <b>Ms. Christiana Figueres</b><br>Costa Rica | <b>Mr. José D. G. Miguez</b><br>Brazil    |
| 西欧その他         | <b>Ms. Ulrika Raab</b><br>Sweden             | <b>Ms. Maria José Sanz</b><br>Spain       |
| 島嶼国           | <b>Mr. Rawleston Moore</b><br>Barbados       | <b>Ms. Desna M. Solofa</b><br>Samoa       |
| 非附属書 国        | <b>Mr. Xuedu Lu</b><br>China                 | <b>Mr. Richard S. Muyungi</b><br>Tanzania |
|               | <b>Mr. Hernán Calino</b><br>Argentina        | <b>Mr. Philip M. Gwage</b><br>Uganda      |

<sup>10</sup> Werner Betzenbichler 氏、TÜV SÜD

|       |                                    |                                        |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------|
| 附属書 国 | Mr. Akihiro Kuroki<br>Japan        | Ms. Jeanne-Marie Huddeleston<br>Canada |
|       | ● Mr. Hans-Jürgen Stehr<br>Denmark | Mr. Lex de Jonge<br>Netherlands        |

注：

- 議長、○ 副議長。1 年ごとに、附属書 国・非附属書 国からの理事が交替で務める。
- ( ) 内のメンバーは今次会合は欠席。
- 任期は、改選の翌年の最初の CDM 理事会まで。理事は連続最大 2 期まで、理事代理は任期の制限はない。
- 理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 国から 2 名、非附属書 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

表：パネル、ワーキング・グループの議長・副議長

|           | 議長                  | 副議長                      |
|-----------|---------------------|--------------------------|
| 信任パネル     | Mr. Hernán Calino   | Ms. Anastasia Moskalenko |
| 方法論パネル*   | Mr. Akihiro Kuroki  | Mr. Xuedu Lu             |
| 植林・再植林 WG | Mr. Philip M. Gwage | Ms. Maria José Sanz      |
| SSC-WG    | Ms. Ulrika Raab     | Mr. Richard S. Muyungi   |

\*方法論パネルへの CDM 理事会からの追加参加メンバーとして Mr. José D. G. Miguez、Mr. Lex de Jonge が参加。

## 用語解説

### i 運営組織 (OE: Operational Entity):

CDM プロジェクトが京都議定書や関連ガイドラインの要件を満たしているかの審査を行い、当該プロジェクトに伴う排出削減量の認証、検証を行う法人または機関を指す。CDM 理事会からの信任勧告に基づき COP/MOP にて正式に指定される。このようにして指定を受けた組織は、指定運営組織 (DOE: Designated Operational Entity) となる。信任及び指定は、有効化審査 (validation) と検証/認証 (verification/certification) の 2 つの段階 (フェーズ) に分かれており、運営組織の専門性に応じて、セクタースコープ (DOE として業務を実施できる専門部門) が認定される。

### ii スポットチェック:

マラケシュ合意 (第 20 条) に基づき CDM 理事会が DOE に対し実施することができる措置。プロジェクトの登録や CER の発行に際しレビュー要請が行われた場合や、DOE の業務の質に重大な疑義が持たれた場合等を契機として、当該プロジェクトの有効化等を行った DOE に対する検査を、CDM 理事会が必要に応じ任意で実施する。

### iii CDM の方法論 (methodology):

プロジェクト実施にあたっての排出削減量の計算方法や、モニタリング方法等の手順を一般化して示した文書で、個別プロジェクトの実施に先立ち CDM 理事会の承認を受ける必要がある。承認された方法論は AM (approved methodology) として表記される。

### iv 追加性 (additionality):

京都議定書 (第 12 条 5 項(c))により、CDM のプロジェクト活動から生じる排出削減は、「CDM

---

のプロジェクト活動がない場合に生じる排出削減に対し追加的（additional）に生じるもの」であることが求められる。これに従い CDM 理事会によるプロジェクト審査においては、排出削減の“追加性”が重要な審査項目のひとつとなっている。

v プログラム型 CDM

これまでに、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合、これらを CDM プロジェクトとし、実現された排出削減をクレジット化するという方法論が提出された。これを受けて、CDM 理事会では、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合に、実現された排出削減をクレジット化することを CDM として有効とすることの是非が論点となった。COP/MOP1 での検討の結果、地方自治体、地域、国家の政策または基準の実施を CDM プロジェクトとすることは認められないが、政府プログラムの下に実施されるプロジェクトを、バンドリング（一括化）等を通じて CDM として実施することは認められるとされた。これを受け、具体的な検討が CDM 理事会で進められることとなっている。

vi プロジェクトの登録、CER の発行審査、及びレビュー：

プロジェクトの登録要請や CER の発行要請が出された個別の CDM プロジェクトが有効となるためには、CDM 理事会による登録承認、CER の発行承認が必要となる。マラケシュ合意により、登録または CER 発行の申請後、一定の自動登録期限がそれぞれ設けられているが、期限内に CDM 理事会メンバー 3 名以上のレビュー要請が出された場合等には、CDM 理事会によりレビューを実施するかどうか検討が行われる。

CDM 理事会による検討に先立ち、CDM 理事会の下部組織として設置された「登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）」を構成する専門家が上記期限内に個別プロジェクトの評価を行い、CDM 理事会に対する勧告を行う仕組みとなっている。

お問い合わせ先: [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)